

函館市宿泊税基金条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 1 3 日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市条例第 2 2 号

### 函館市宿泊税基金条例

#### (設置)

第 1 条 観光資源の魅力の向上および発信，旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため，函館市宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (積立て)

第 2 条 基金は，函館市宿泊税条例（令和 7 年函館市条例第 9 号）に基づく宿泊税の収入額に相当する額の範囲内で予算の定めるところにより積み立てるものとする。

#### (管理)

第 3 条 基金に属する現金は，金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (繰替運用)

第 4 条 市長は，財政上必要があると認めるときは，確実な繰戻しの方法，期間および利率を定めて，基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

#### (運用益金の処理)

第 5 条 基金の運用から生ずる収益は，函館市一般会計歳入歳出予算に計上して，第 1 条の基金の設置の目的のための施策に要する費用に充て，または基金に繰り入れるものとする。

#### (処分)

第 6 条 市長は，第 1 条の基金の設置の目的のため必要があると認める

ときは、基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。